

## 柏たなか駅前公園駐車場運営事業に関する基本協定書（案）

柏市を甲とし、〇〇〇〇を乙とし、甲乙間において、柏たなか駅前公園の駐車場の運営事業に関し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び柏市都市公園条例（昭和32年柏市条例第17号。以下「公園条例という」）並びに関係法令等の定めるところに従い、甲乙が相互に協力し、柏たなか駅前公園駐車場運営事業（以下「本事業」という。）を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立ってこの協定を誠実に履行しなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 乙は、地方自治法その他の関係法令、公園条例、及び柏市都市公園条例施行規則（平成13年柏市規則第2号）並びに本協定、募集要領及び事業計画書のほか、甲の指示に従って管理業務を実施するものとする。

2 この協定、募集要項及び事業計画書の間には矛盾又はそごがあるときは、本協定、募集要項、許可要件、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書において募集要項を上回る水準が提案されているときは、事業計画書に示された水準によるものとする。

4 乙は、本協定、募集要項、事業計画書、公園施設設置管理等許可の際に付された許可条件、その他関係法令等を遵守し、柏たなか駅前公園駐車場の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。

5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者にもらしてはいけない。

6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第4項及び前項の義務を遵守させなければいけない。

(事業区域と内容)

第4条 乙は、別紙駐車場平面図で示す柏たなか駅前公園駐車場(以下、事業区域という。)において、柏たなか駅前公園駐車場運営事業者募集要領及び許可要件で示す事業内容を実施するものとする。

2 乙は、前項に定める事業内容について、都市公園法に基づく公園施設設置許可又は管理許可(以下「設置管理許可」という。)の申請時まで、事業計画書を提出しなければならない。

(事業期間)

第5条 本事業の実施期間(以下「事業期間」という。)は、本協定の締結日から第20条に定める原状回復が完了するまでとする。

(公園使用料)

第6条 乙が甲に納めるべき使用料の設置管理許可期間中の総額は、金〇〇〇,〇〇〇円とし、甲が乙に分割して請求することとする。

2 乙は、前項及び公園条例の規定に基づき、甲が指定する期日までに設置管理許可にかかる使用料(以下、「使用料」という。)を、甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

3 第1項の規定に関わらず、公園条例の改正等により、公園条例に定める設置管理許可の使用料の下限となる単価が改定された場合、甲は次項のとおり前項の使用料を見直すことができる。

4 前項の使用料が公園条例の改正により改定後の単価の下限額を下回る場合、改定後の単価の下限とする。

5 前項の規定により使用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。

(施設等用途の制限)

第7条 本件駐車場との関連性が低く、管理運営上必要とみなすことができないと甲が判断する施設を設置することはできない。

(行為の制限)

第8条 乙は、その管理する施設において、甲の許可なしに次に定める行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

(1) 他者の駐車利用の妨げとなる駐車行為

(2) その他駐車目的以外での利用

(設置管理許可の手続き)

第9条 乙は、本件駐車場の管理に必要な施設設置等あたり、前もって設置管理許可の手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項の手続きまでに、次の事項を記載した事業計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 運営計画

ア 運営形態（利用に関する規定・利用料金など）

イ 安全対策（事故、防犯、保険の加入など）

ウ 周知広報（インターネット上の案内など）

エ その他（無料認証機等の貸与など）

(2) 管理計画

ア 保守運用方針

イ 事業区域内の清掃

ウ 施設等の保守

エ 苦情要望への対応

オ 職員体制

(管理運営)

第10条 甲及び乙は柏たなか駅前公園の美観維持について協力するものとする。

2 乙は、前条の設置管理許可の際に付された許可条件、事業計画、その他関係法令等に基づき、善良な管理者の注意をもって事業区域内を管理しなければならない。

3 乙は、事業区域において、利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

(許可の取消し)

第11条 甲は、乙が都市公園法その他関係法令又は許可条件に違反した場合には、第8条の許可を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

(私権の制限)

第12条 乙は、本協定の締結により生じる権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保として提供することはできない。

承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその内容を明らかにして甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 乙は、事業区域内の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。

(委託等の禁止)

第13条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲へ申請し、承諾を得なければならない。

(リスクの分担)

第14条 協定期間中の甲乙のリスクの分担は別表のとおりとする。ただし、別表に定めるもの以外の事項については、甲乙協議により決定する。

(損害賠償等)

第15条 甲が第18条の定めにより本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害賠償)

第16条 乙は、本事業の実施に当たり、乙の責めに帰する事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項に定める内容その他損害賠償義務等を履行するため、損害賠償責任保険その他の保険にあらかじめ加入しなければならない。

(事業計画書)

第17条 乙は、各年度ごとに第8条第2項に定める事業計画書を、各年度の開始日の1か月前の日までに（令和6年度の事業計画書にあつては、第8条第2項2号に定める日まで）甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

(事業報告書等)

第18条 乙は、前条の事業計画書及び許可要件で定めるとおり、適宜報告書を提出しなければならない。

2 乙は、各会計年度終了後速やかに、貸借対照表、損益計算書そ

の他乙の財務の状況を知ることのできる書類を甲に提出しなければならない。

(甲による協定の解除等)

第19条 甲は、第5条の事業期間にかかわらず、甲が乙にした設置管理許可を取消し、もしくは更新しない場合、又は、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、設置管理許可の許可条件又はその他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (3) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生法の手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (4) 乙が、仮差押、仮処分、強制代執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 乙又はその役員が暴力団員であることが判明した時

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払いを求めることはできない。

(原状回復の義務)

第20条 乙は、設置管理許可期間が終了した時又は設置管理許可が解除された時まで事業区域及び乙の責により汚損若しくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立合いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、甲が承認したときは、原状に回復しないで返還することができる。

2 前項の原状回復にかかる費用は、乙の負担とする。

3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、乙はその内容、方法等について事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

4 乙が、第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は、代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。

5 前項の規定により、乙が損害を受けることがあっても、甲はその賠償の責を負わないものとする

(届出義務)

第21条 乙は、次に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

(1) 乙の本店所在地、主たる事業所の所在地、商号を変更した場合

(2) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生法の手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(3) 乙が、仮差押、仮処分、強制代執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 乙が、本事業の実施にあたり、第三者との間で紛争を生じまたは第三者に損害を与えた場合

(5) 乙が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合

(6) 乙の所有する施設等が、本事業の実施にあたり、滅失または毀損した場合

(利益の還元)

第22条 本事業における利用料金の収入の総額が年間800万円を超える場合、超えた金額の2分の1に相当する額を、収益の還元として柏市に納めることとする。

1 前項の規定のによる利益の還元及びその計算の基礎となる利用料金の収入の総額の集計は年度単位で実施するものとする。ただし、各年度における許可期間が12カ月に満たない場合、年間800万円とした基準額について、当該期間の存する月数に応じて月割りを行ったうえで還元額を算出し、千円未満の端数は切捨てとする。

2 還元(支払)の期日は、各年度末日から1カ月後までとし、金額は許可要件で報告事項として示す売上金額に基づき、柏市が算出し事業者はその金額を通知する。

(紛争解決方法)

第23条 前各条に定めるもののほか，管理業務に関する紛争については，甲乙両者で解決に当たるものとする。

(本協定の変更)

第24条 甲及び乙は，管理業務の範囲の変更の必要等特別な事情が生じたと認めるときは，甲乙協議し合意の上，本協定を変更することができるものとする。

(疑義の決定)

第25条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項については，甲乙協議の上，これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため，甲及び乙は，本書を2通作成し，それぞれ記名押印の上，各1通を保有する。

令和6年 月 日

柏市柏五丁目10番1号

甲

柏市

柏市長 太田和美

○○○○○○○○

乙

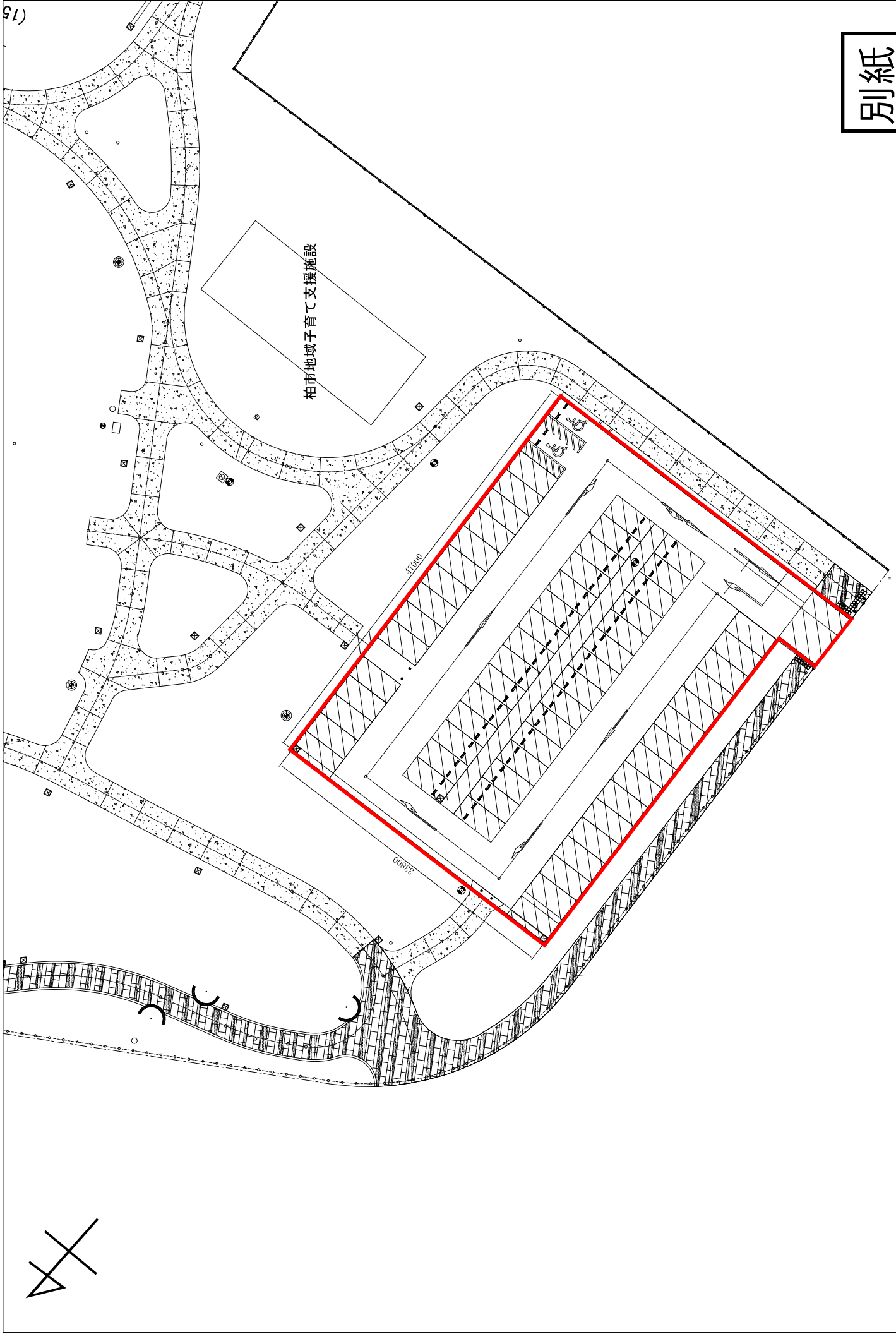
○○○○○○○○

○○○○○○○○

別表

種類	内容	負担者	
		本市	管理運営事業者
募集要領等	募集要領などに誤りがあったために生じる損害	●	
法令等の変更	施設の管理運営に直接関係する法令等の変更	●	
住民対応（利用の苦情等）	施設の管理運営に関するもの（管理者が適切に管理すべき業に関する苦情）		●
本市に対する損害賠償	管理運営者の故意または過失により本市が被った損害に対する賠償		●
第三者への損害賠償	管理運営者の故意または過失により第三者が被った損害に対する賠償		●
	本市の故意または過失により第三者が被った損害に対する賠償	●	
	上記以外の場合	●	●
不可抗力	災害等による・施設設備の復旧費及び管理業務の履行不能	協議事項	
性能不適合	協定により定めたサービスが、要求水準に不適合（一定のレベルを下回ると判断された場合）	●	
事業の変更，中止，延期	管理運営者の都合によるもの（業務放棄，倒産を含む）		●
	本市の指示によるもの（資機材の撤収費を除く）		●
事業区域内の施設，物品及び舗装等の損傷	管理運営者の責めに帰すべき事由によるもの		●
	公園施設設置許可により管理運営者が設置した施設及び物品にかかる損傷		●
	上記以外の場合	●	
光熱水費	設置管理許可により管理運営事業者が設置又は管理する施設にかかる電気代等		●
保険加入	本市が加入する各種保険の保険料	●	
	管理運営業務の危険負担の軽減のために管理運営者が加入する各種保険の保険料		●
原状回復	設置許可施設の撤去に伴う諸費用，及び諸手続きに関するもの		●





駐車場平面図 S=FREE

(15)